

改正後

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 （略）

3 申請方法等

(1) 提出先

① （略）

② 上記以外の場合には、資源循環推進課

(2)～(3) （略）

(4) 更新許可申請については、許可期限の4ヶ月前から受け付けますので、**6標準処理期間**を考慮して、余裕をもって申請してください。

提出先	(略)
(略)	
<u>資源循環推進課</u> 審査指導班	(略)

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ①～② （略） (注2) 講習会受講申込先 _____ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (同センターのホームページからweb申込みしてください。) _____	(略)
(略)	

*1～8 （略）

(2)～(8) （略）

5～8 （略）

<注>用語 （略）

附則（令和3年3月26日改正）

改正後の基準は、令和3年4月1日から適用するものとする。

様式 （略）

改正前

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 （略）

3 申請方法等

(1) 提出先

① （略）

② 上記以外の場合には、廃棄物対策課

(2)～(3) （略）

(4) 更新許可申請については、許可期限の4ヶ月前から受け付けますので、**6標準処理期間**を考慮して、余裕をもって申請してください。

提出先	(略)
(略)	
<u>廃棄物対策課</u> 審査指導班	(略)

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ①～② （略） (注2) 講習会受講申込（ <u>栃木県内開催分</u> ） <u>(公社) 栃木県産業資源循環協会</u> （電話028-612-8016） <u>〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2</u> <u>※他県で開催される講習会の受講申込は各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。</u>	(略)
(略)	

*1～8 （略）

(2)～(8) （略）

5～8 （略）

<注>用語 （略）

様式 （略）